

川島町総合振興計画審議会条例

昭和44年2月21日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、川島町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、川島町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員
- (2) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (3) 知識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を

代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 川島村新市町村建設審議会条例（昭和32年川島村条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和46年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。